手続に関するパンフレット等も用意しています。

これらのパンフレットは裁判所ＷＥＢサイト
http://www.courts.go.jp/ でも閲覧できます。

福岡簡易裁判所

手続案内センター

〒８１０−８６５４　福岡市中央区城内１番１号

電話092-781-3141（代表）

H24.8

裁判所での紛争解決をお考えの方へ

『手続案内』利用の手引き

福岡簡易裁判所

手続案内について

福岡簡易裁判所では，一般の方々が容易に裁判所の手続をご利用いただけるよう，裁判所合同庁舎（福岡市中央区城内１番１号）本館の１階に手続案内センターを設け，手続の案内をしています。「相手との紛争を解決するのに裁判所の手続を利用したいが，裁判所にはどのような手続があるのかよく分からない。」などお困りの方のご利用をお待ちしています。

簡易裁判所の主な手続

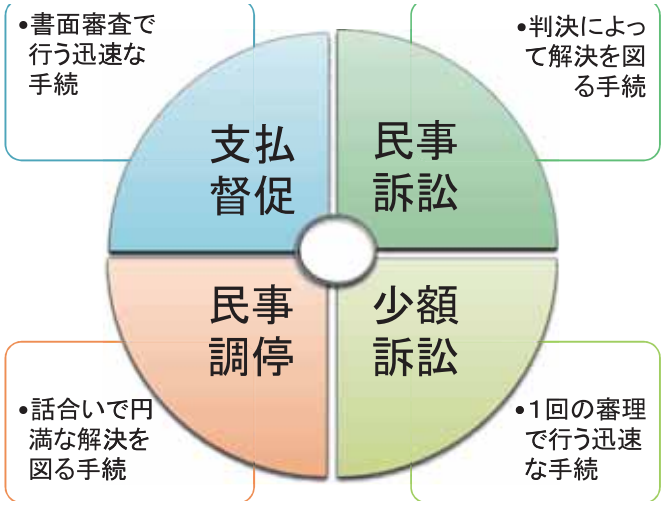

案 内 時 間 等

月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前：９時から正午まで（受付は１１時まで）
午後：１時から５時まで（受付は４時まで）

※予約制ではありませんので，多少お待ちいただくこともあります。時間に余裕をもってお越しください。

電話での問合せについて

電話でのご案内には応じておりませんので，お手数でも足をお運びの上，ご利用ください。経路等については，裏面の地図をご覧ください。

ご用意いただく物

手続案内を利用する際には，具体的な紛争となっている事案をご説明いただくための参考資料（各種契約書，交通事故証明書，写真，図面，受領書，領収書，見積書など）をご持参いただくと，より内容に沿った手続案内が可能です。

また，当日に申立てまでをお考えの方は，印鑑（スタンプ式以外のもの）と申立手数料等を賄える程度のお金もご持参ください。

その他ご注意いただきたい点

□　紛争内容や手続に関する意思確認のため，原則としてご本人にお越しいただくようお願いします。

□　選択される手続によって，作成する書面や用意する資料が異なります。典型的・一般的な事例については，記入式の書式を用意していますが，内容が複雑であったり，特殊な事例では，対応しかねる場合もあります。

□　手続案内は，手続に関する教示を目的とするもので，次のようなご相談には応じられません。

相談には応じられない例

①法律上の権利の存否に関すること

「相手に対し，具体的に○○を請求する権利があるか」など

②事案の結論に関すること

「実際に手続をやってみて認められるかどうか」など

③主張の当否に関すること

「私のこの主張は法律的に妥当かどうか」など

④既に係属している事件に関すること

⑤その他，裁判所の中立，公平性を失うおそれがあると思われること